



郷土の偉人 田村又吉翁

【第一巻】

発行／特定非営利活動法人 全国まちづくりネットワーク東伊豆町支所

田村又吉翁の履歴

天保十三年（一八四二）

一月五日、稲取七一番地（現二二三番地）に生まれた。

嘉永元年（一八四八）

栄昌院の真応和尚に従い、読書習字の教えを受ける。

嘉永五年（一八五二）

清光院の智徳和尚につき漢学を修める。

文久三年（一八六三）

「二一才」家督を相続、山田八郎長女「ぎん」と結婚。

明治五年（一八七二）

「二八才」地券発行につき土地調査委員任命。

明治八年（一八七五）

「三三才」稲取村土地選定委員（地租改正のための）地主総代となる。

明治十一年（一八七八）

「三六才」第九大区第四小区・九か村の副戸長に就任。

学校幹事補拝名・賀茂郡協議会員

明治十二年（一八七九）

「三七才」稲取村役場用係兼衛生委員。賀茂郡那賀郡連合会議員。

明治十三年（一八八〇）

「三八才」稲取村入谷人民総代。

明治十五年（一八八二）

「四〇才」稲取村入谷人民総代を辞す。

明治十五年（一八八二）

「四〇才」賀茂郡那賀郡茶業組合小組長・蚕糸業組長となる。

明治十六年（一八八三）

「四一才」賀茂郡那賀郡茶業組合小組長・蚕糸業組長を辞す。

明治十九年（一八八六）

「四四才」稲取村外四か村勸業委員及び四か村連合会議員。

明治二〇年（一八八七）

「四五才」稲取村人民総代公有財産管理者、土地調査委員長。

明治二二年（一八八九）

「四七才」町村制実施により初代稲取村長。

明治二三年（一八九〇）

「四八才」稲取村に勸業会を起す・徴兵保護会を設ける。

（明治二〇・二二年、静岡県知事より事務勉勵、職務勉勵により表彰。）

明治二四年（一八九一）

「四九才」伊豆国三町四七ヶ村組合会議員となる。

稲取村立小学校建築委員・村議会員退職。

明治二六年（一八九三）

「五一才」伊豆国四郡町村組合議員を辞す。隠居する。

明治二八年（一八九五）

「五三才」青年修身会を開く。稲取村農業共同救護組合設立監督

明治二九年（一八九六）

「五四才」稲取尋小高等小生徒植樹顧問員・静岡県警察協会名誉員

帝国農家一致協会権講師

明治三〇年（一八九七）

「五五才」青年報徳修身会より大杯一組贈与される。

明治三二年（一八九九）

「五七才」賀茂郡農会副会長になる。

明治三三年（一九〇〇）

「五八才」稲取模範作競進会審査員

（天巽教育会より教育上の功で三ツ組大杯一個と表彰）

明治三七年（一九〇四）

「六二才」六月七日、藍綬褒章を授与される。

大正元年（一九一二）

「七〇才」十一月十四日、群馬県へ講演に向う途中天城山中で発病、逝去。



●難村の背景

明治十一年稲取村の税の滞納

五六〇〇円

入谷地区 (一四五戸) の負債

一五三〇円

①相次いだ大火事

・寛政五年 (一七九三) の火災

・七カ年賦返納を約す

・文化十一年 (一八一四) の火災

・七カ年賦返納を約す

・嘉永四年 (一八五二) の火災

・一〇カ年賦返納を約す

・慶応三年 (一八六七) の火災

・焼失家屋二三一軒

・被災者七四八人。

・領主への救済

(金三〇〇両・米三〇〇俵)

②夫役による疲弊

(十二年～十三年続いた)

・砲台の構築

・軍事訓練

・海岸警備

③天城山が御料林

・炭焼き、薪伐り、山仕事に打撃。

④蒸気船の出現

・押送り船、運搬船業の不振

⑤その他

・天保の飢饉の後遺症

・安政の津波

・地租改正

●田村又吉翁の事績

(1) 天草の改良

①明治五年菊間藩より天草採取権を取り戻す。

②天草乾燥場……品質向上

③「稲取村・賞・勤勉精業」の手拭い。

④天草の収益金

(天草収益金) (村の歳費)

明治四年

明治九年

明治十九年

明治二十四年

明治二五年

明治二六年

明治二七年

八〇〇〇円

五〇〇〇円

九〇〇〇円

一三五八三円

一五五五円

一五三七三円

一三三八五円

二五七七円

一七六七円

五三八〇円

七三一五円

(2) 軍隊式の農業

①兵糧

田畑で得る普通作物で戦争をする。

②常備軍……養蚕

七〇町歩余の桑畑を造成。

③予備軍……柑橘

栽培法を研究、苗木を和歌山県、山口県より。

④後備軍……植林

永続的な基礎「植樹は天地銀行への預金である」

(3) 入谷農家救護社

①救護社設立の背景

・明治初年頃、入谷の租税未納額：一五三〇円

・これの完済のため、入谷区民は年二日の共同稼ぎ。

・明治十三年、滞納租税を完済。八二五円の残金が出来た。

・更に共同稼ぎを続け、同十五年の積立金二〇〇〇円。

②報徳仕法(二宮尊徳)……：勤労、分度、推譲

③精農会・毎月一回開催 農事研究。

④家庭教育会(明治二五年～二六年に設立)。十五会場。

小学校長は「学校」と「稲取村の教育者」「小学校は苗床、児童は苗木、教師は苗作り、家庭は本田」。

⑤救護社の事業

・毎月の集會に、各自が儉約・余業で得た金銭・物品を持参し篤志(とくし)を以て善種金として差し出す。

・毎月、農産物や養蚕収益の一割を積み立て、満六〇年を一期として永安家資金とする。

・年に二日を植樹日とし、共同樹木の植付けをし、三〇年後、家の新築や増築の用材に無償分与する。

・青年夜学校・母の会・処女会を設立する。

・道路、橋梁、寺社の修理資金を出す。

・力農、精農、孝子(こうこ)、節婦(せつふ)、義僕(ぎぼく)、篤志家へ賞与金を出す。

・八〇歳以上の者の待遇諸費。

・罹災者の援助、貧困者の夫育、無資者を農業に従事しえる諸費。

・陸海軍への献金。

・赤十字社への寄付。

・農家救護資金の無利子貸付。

⑥農家救護社に付属した会

・入谷母の会……家庭教育、家事経済、看護、育児、農業を研究し母たる務めを全うすることを目的。

・青年報徳夜学修身会……善をすすめる小学校で習得した知識の上に一層積み重ねて人格を高め、高尚な氣風を村に生じさせる。

・この会は、青年報徳夜学校と青年修身会の二つになっている。

青年報徳夜学校……期間(九月一日～翌年四月十五日)

授業時間(午後七時から二時間)

教科(修身、読書、習字、作文、算術、報徳)

修身(入谷の農業未婚青年、全員)

青年修身会……毎月十四日の夜、勅語(ちよくご)の徳目を実行し、言行一致の会。集會時には余暇に得た金銭、草履、草鞋(わらじ)、藁縄などを持参し善種金とした。(入谷の十五歳～三〇歳男子)

・入谷処女会……男子のみが教育を受けて、ふつりあいな夫婦の出来るのを防ぐ。新日本の農母をつくる。

・入谷耆老会……農家共同救護社、母の会、青年修身会、処女会の諮問に応じ、各会の行いに意見を知らせる。

以上の諸会は、それぞれ議決した事を告げあい一家一致の心を作り、勸業と教育をからみつかせ、実業の発達、道德の進歩を図った。

●藍綬褒章（らんじゅほうしょう）
を授与される

授与の理由

- ①荒蕪（こうぶ）を鋤（す）き松苗を植え以て村有財産を造成
 - ②石花菜の乾燥法を改良し以て大いに声価（せいか）を昂揚（こうよう）
 - ③勤儉貯蓄を奨め率先自ら労役服し農民を督励（とくれい）して共同負債を償還した
 - ④林野の開墾の実を上げて農作物の繁殖を図る
 - ⑤農家共同組合を組織し家産の増殖を勧め、各種の集会を設けて教育の普及に努
 - ⑥学校、病院の營建に道路橋梁の築造に克（こ）く力を致し
- ◎其の施設する所吉地方の模範とするに足る。
- 華族会館で講演
乞われて全国各地で講演
模範村稲取の名声高まる

稲取村視察者・視察団

●明治四一年 二五回 延べ三〇〇人

●明治四二年 十一回 延べ一〇〇人

二月 二日	群長他巡視	三月 四日	駿東郡視学視察
二月二二日	本県師範学校四年生	三月十九日	文部省視学官一行
四月十一日	三名 不明	正午汽船にて来航	
五月 九日	四名 愛知県人	日向延岡町長	
五月十五日	一名 愛知県人	本郡視学城東巡回歸り立ち寄り	
五月二〇日	二名 不明	静岡商業月光教諭及び	
五月二五日	不明	生徒の先発隊四名来航	
九月一五日	四名 不明	二名 不明	
九月三〇日	四名 宮崎県人	三名 不明	
十月 二日	三名 南上村	七名 長野県人	
十月 五日	四名 福島県人	本部長視察	
十月一二日	一名 茨城県人	山梨県人某法学士視察	
	二〇名	四名 房州	
	稲梓生徒修学旅行として		
十月一六日	四名 房州	●明治四三年	
十月一九日	二名 栃木県人	五月二六日	本県視学
十月二一日	十二名 愛知県人	十月 二日	十五名
十月二八日	不明		房州阿波郡富岡村
十一月六日	一名 不明		漁夫本校参観
十一月七日	二名 茨城県人		
十一月十四日	二名 神奈川県人		
	二名 三重県人		
十一月十六日	四名 不明	●明治四三年	
十一月十七日	二名 不明	二月 六日	本県知事一行来村
十二月十日	二名 不明		
十二月十四日	五名 群馬県人		

*岡田善十郎（田村又吉翁資料）より



三難村から自治之模範村

郷土の偉人 田村又吉翁

●幕末から明治初期の附近で

三難村の一つと言われた稲取。

「幕末から明治にかけての大火事と領主への借金返納。天保十四年、黒船の来航で海岸警備。明治十年の蒸気船の出現で海運業の衰退。明治十二年天城山が御

料地となり、伐採が不可となる。その他安政の津波・天保の飢饉・海の遭難等相次ぐ災害や、地租改正の実施などもあって明治十年頃には全村で五、六〇〇円もの租税滞納」

村の困窮した財政を立て直すため、田

村又吉をはじめ村の有力者達はいかに努力をしました。「入谷地区の共同稼ぎによる収益金の積み立て、蚕業開発を目指す桑苗園の栽培、天草の採取等、勸業収益の増加に努力すると共に副業を奨励しました。」

特に天草採取による収益の増加策については非常な苦勞がありました。

●天草の歴史

(共有財産になる)

本町での天草のはじめは江戸時代の延宝(えんぽう)年間、白浜村の藤井某(なにがし)が紀州から天草の付いた岩を船で運んできて、それを白浜海岸に投げ入れて付近一帯の海岸にふやし、それをさらに稲取村に伝殖してしだいに繁殖させたものだといわれています。

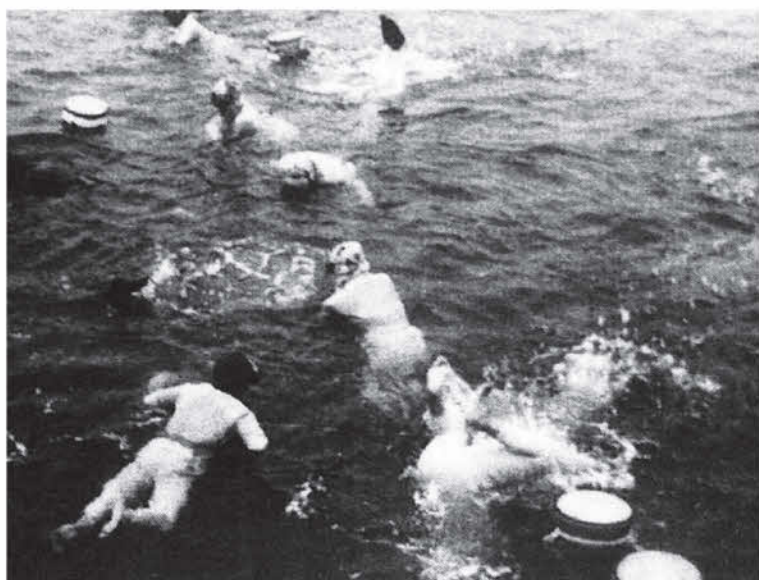
この町での天草の歴史は、天明五年 水野出羽守が沼津藩主として移封させられてから、明治五年まで、その領地として天草の採集権も領主がにぎっていた、村民は年々派遣される藩の役人の命令に従って採取し、わずかにその労銀を与えられたに過ぎませんでした。

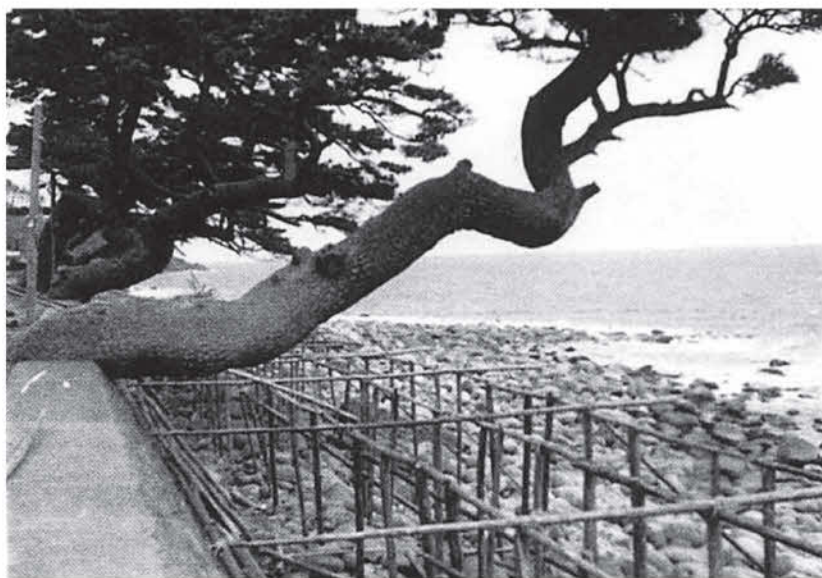
明治五年、時の名主田村安次郎(二つ堀大屋)と黒田重蔵(西町糶屋)の二人が沼津藩庁(菊間県)に出張し、採取権の下付を請願して相当の納金の上、これを全村の共有財産とすることができました。これが天草採取事務一切を村役場で処理することになった。

●明治初期までの天草採取方法

明治初期までの天草採取方法は水中眼鏡もなく、素目(すめ)で潜るか、あるいは「おかむしり」という方法によりました。「おかむしり」は腰に網袋(すかり)をつけて干潮時に海面に姿を現わした岩へのぼり、天草をむしり取ってはスカリに入れて一杯になると陸の岩かげの日陰において暖を取ったり、またむしりにいくという方法です。

素目で潜る人は中七、八寸、長さ三、四尺の板に穴を二つ開け、それにスカリを付けてその板の上に体をのせ、ウキの代りにして休み、呼吸を整えては潜り、出て来るとまた板の上に腹ばいになり、体を休めたりします。





●安値だった稲取の天草。

そこで：（乾燥法の改良）

村の有力財源として年々採取に従事していましたが、稲取の天草は他町村の天草に比べると非常に安値でした。明治20年頃には五〇六貫（一貫は三・七五キログラム）で一円でしたが、他町村の天草は三貫前後で一円と、ちょうど他町村の半額にすぎませんでした。

この時、田村又吉翁が戸長（村長）として就任し、早速、天草の安値の原因を調査しました。

すると、天草の種類は他町村と少しでも異ならないのだが乾燥方法が悪いので安値なのだということがわかりました。

当時は寺院の広場や浜辺の砂の上で乾燥したため、土砂が相当に混入して製品が粗悪となっていました。

そこで翁は干場の改良に着手しようとおもいましたが、ちょうど村は疲弊の極にあり、改良に必要な資金の調達に苦心しました。東奔西走した結果、自分と親族の不動産を抵当として借り受けることに成功し、すぐに干場の改良に着手しました。



●田村又吉翁漁村経営に関する

講話筆記より（賃金の利益向上）

手前の村の天草（石花菜）は従来採りますけれども粗悪であります。其れは寺の庭で土や砂の上に干しますから土や砂が附く、それで 五貫五〇六百目で一円の価格です、干し方が悪いから目方は少々、まして全く肥料のようで、年間ようやく村中で四百円から五百円位の収穫でありました。

隣村の天草は石濱（いしはま）に干しますから、品質がよろしいのであります、そこで此の粗悪の天草を改良するには、干場を改良せねばと思ひまして、三段床の干場を新設致しましたが、とうじ村は困弊（こんへい）の極（きわみ）に達して、このような事に耳を傾けることはおそろく、皆反対して、改良に着手に出来ません、そこで議（私）が調べましたが、私は己を得る手前の僅ばかりの財産と、親戚の力を以て施設経営しましたが、事若し失敗に終つて親戚にまで迷惑をかけてはならぬと寝食を忘れて晝夜（ちゅうや）勉強盡力（じんりよく）し、一方に採取の賃金を倍程も上げてやりました、斯くなると是まで出た事とのない女までも出て来まして、一日に壹圓貳圓（いちえんにえん）の働きをするようになりました。實に是までよりも倍以上賃金を得る事になりましたから、私は成るだけ丁寧にして、良品を出してくれと云い聞かせますけれども、兎に角小石を入れたり貝殻や砂を混ぜたりして仕方がありません、其れが三百人も同時に持つて来ますから、受渡所が非常に混雑致しまして、其れを一々調べる事が出来ないものであり



ます。彼等は賃金の上つたお陰で、従来よりも倍以上の稼ぎをすることになりましたけれども、利益の増すに願ひ欲ばかり増して 心の改良が出来ませんから、益々悪い方に進んで来ました。

是は困つたものだ、手前の財産は、村のために残らず失つても、先祖にたいして申訳をすれども、搦（てん）に遭つた 親族にたいしては、實（じつ）に相済まぬという考えから、充分に採取させんと思ひまして、一生懸命に奨励しまして、今日は百五拾圓・今日は百八拾圓と云うように採らせましたが、女等は益々欲の募るばかりであります。



●天草の質が向上し、

収益があがった。

(干場の改良・掛場の塩抜き)

向井海岸の磯に木材でやぐらを組み、上部を平らにしてこの上に竹で簾(す)を編み、その上に天草をひろげて乾燥しました。そのため、土砂などの不純物は一切つかず、水切れ、通風などもよいので乾燥も早く、非常に良質の天草を作ることができました。

この改良の結果、今まで五〜六貫で一円の値でしかなかった天草が、たちまち三貫七〇〇匁(もんめ)の好成績をあらわし、従来の倍の利益をあげることになりました。

これらに力を得て、さらに干場の改良を行ったため、価格はますます上昇して、ついに一円につき一貫五〇〇匁の高値にまでなったのです。

当町での採取従事者は老幼男女あわせて一日に三〇〇人ぐらいで、採取した草は水辺から七間離れたところで授受(じゅじゅ)することに定められ、その賃金は二〇貫で一円の割りでした。ひと



り一日の所得は、多いもので二円以上。最少額でも三〇〜四〇銭、普通の者で一円内外であり、当時の婦女子の収入としてはこれ以上のものはありませんでした。

「カケカゴ(目方四〇〇匁)に入れ、河水にひたして塩を抜き、これを掛場すなわち、秤の位置まで二本の丸太の上を通して順次送って重量をはかり、河水から上げて秤にかかるまでには水がきれいおわっています。」

●打開策として

正直勤勉賞の手ぬぐいを (悪弊の改良)

田村又吉翁の尽力によって天草干場の改良が行われ、天草の品質はよくなり、値段もあがりました。

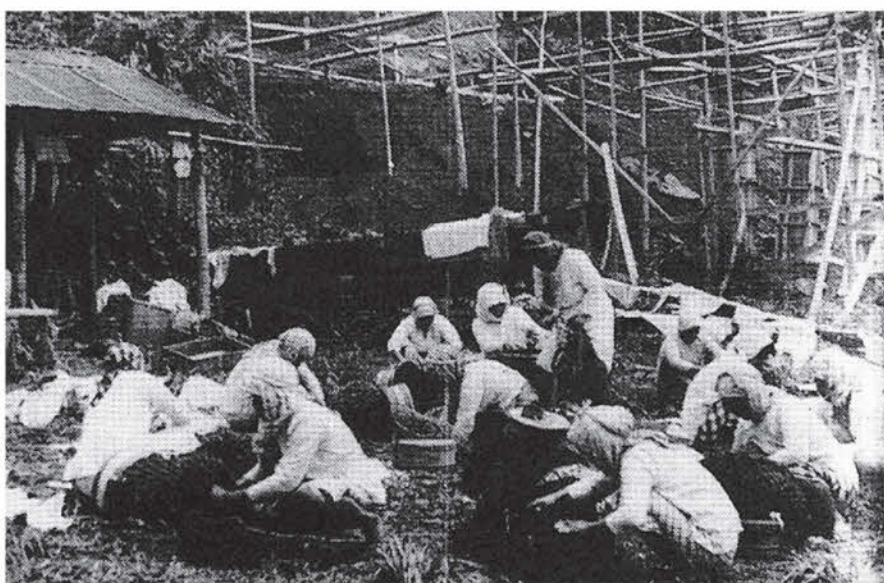
海女の収入も増えましたので、めいめい競って、天草の中に雑草や砂、石などを混ぜこむようになりました。天草の貫目を増やすためにです。どんなに言い聞かせても改めません。

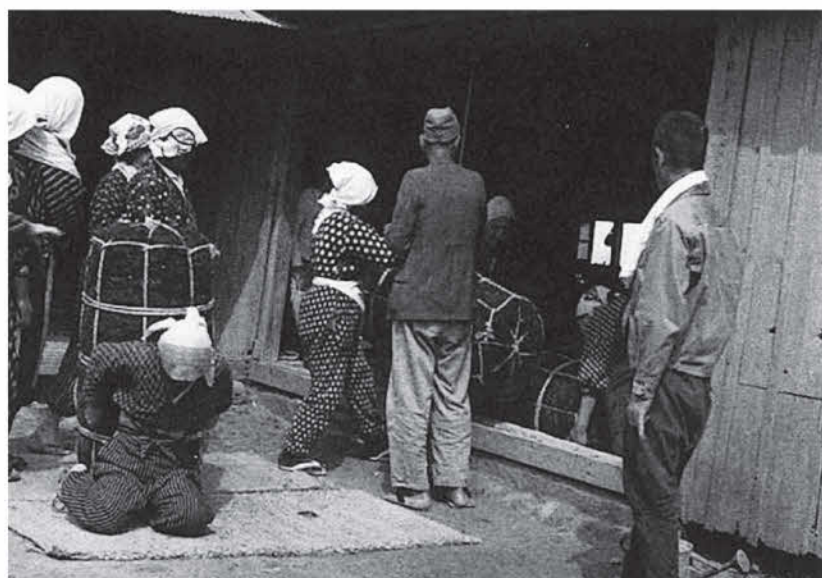


困り果てた翁は打開策をあれこれ考えました。翁は手ぬぐい三〇反を東京に注文し、その手ぬぐいに正直勤勉賞の五文字を染め出しました。そして、自ら終日、採取場を監督し、その日のうちでもっとも正直につとめた者三名に、賞与としてその手ぬぐいを与え、翌日からかぶらせることにしました。翁が考えたこの方法は効果がありませんでした。

海女たちは正直勤勉賞の手ぬぐいをかぶっている人をうらやましく思い自分ももらおうと、お互いに競争するようになりました。

日ごとに受賞者が増え、三〇反の手ぬぐいを出し終る前には、この悪弊もなくなりました。





●稲取村利殖の設計：稲取美談より

(富源開発・国益増進)

田村翁が戸長(こちよう)再任して以来、一村の事すべて開発に勉められ、学事発達の如き又最も意を用いられ、たるが、而(しか)も大體(だいたい)にたいては富村主義なり。翁の生命とも籍すべきものにて、日夜村内巡察の際、第一翁の目に留まりし者を心太草「石花草」とす。

抑々(よくよく)心太草は古来より同村海産物の一つとして、婦女副職中有数の業とみたされ、初夏の頃より初秋に及び、五尋乃至拾尋餘(いつひろないしとひろあまり)の海底、に沈み、岩石に附着する心太草を刈り取り、乾燥して村役場に納め、役場は之を一手に売却し、其

の代買の八割を採取者に支払う、残る二割を役場に収め、以て税源の一つとし、且つ役場費用に供しました。

田村氏 此の産物の前後益々有望なるに着眼し、之を改良奨励すれば、一個の税源に止まらず、他日は富村の主要物産として確信し、密かに熱意研究の結果、自村の心太草が他村の産物に比べ品質劣等として価値低廉(あたいていれん)なることを認め、まず、収獲の増進と共に、乾燥法を改良し、且つ交じり物の精選に努力する必要を認め、木綿手拭い三十反を染めさせ、勤勉賞 賞 正直者 の文字を染め抜きとした、誠意勉勵能(せい いべんれいよ)く該品改良の主旨に適う者を選抜して、之を冠(かぶ)らす事にした。

その選抜は田村氏自ら小舟を操り、採

集の實地(じつち)を見廻る事 数カ月、終に数名の勤勉怠(おこた)りなき海女を選抜して、この手拭いを親しく手渡し、一列に直立をして、其の旨趣を論して曰く、前さん方は親切に終日怠りなく勉強して、他人よりも多くの天草を採り、其のうえ 余物の交じりなく、誠によく本役場の主旨を實行(じつこう)してくれ、他人の手本となすに足るから、これを冠(かぶ)つて益々勉強して下され、そして又此の手拭いは右様褒美の手拭いであるから、毎(つね)に大切に、父母兄弟でも余人に貸してはいけません、其の譯(わけ)は元来前さん方の志の美を賞する品であるから、必ず必ず大事にして下さいと、肺肝(はいかん)より出でたる聲をしぼり、且つ誉め且つ戒めたれば、単純質朴の賤女心魂(しずめしんこ



ん)に徹底することなく、孰(いずあ)れ 感涙に咽び 之を 拝受し、喜色満面に溢れ、いよ々 益々 勉強した。而かして此の奨励法の効目は田村氏の予想以上に達し、該村の婦女等一般に我も戸長の見出しに預かり、賞輿の手拭いをもらいたくて、奮励恰(ふんれいあたかも)も学生の競技に異ならず。

未だ数月ならざるに、大多数の採手は早くも此の手拭いを得て、彼等は勸業銀行再建の千圓籤(くじ)にでも當ったかの如くに雀躍(こおど)りし、之を一家近隣に誇りたり。

而かして之と共に天草改良の目的は日に月に挙(あ)がりたりと云う。

すなわち僅々(きんきん)三十反の染手拭いは、現今(げんこん)数万圓村富の基となり、而かも尚年々増進して止まず、前途の盛大思い計りがたきに至れ。聞く所によれば、此の心太草は大阪商人の手より、丹波の某所に送り、精製して

清国に輸出し、確かに国益の一端たりと。読者心して熟ぞくし、富源開発の要を忘却するような事を冀(こいねが)うなり。既にして心太草の刈穫(かりとり)は増加せりといえども、其の乾燥場は従来海濱寺院境内を利用し、砂上直乾(じやりうえちよくはし)の習慣なり、そうなるに、自然土砂の付着することが免れず、到底他村品の右に出る能(あた)ではな

いが、田村翁茲(ここ)に見れば、海濱東北に竹棚を架(か)して乾燥場とする。即ち復其(またそ)の弊(へい)を見ると、之 今日(けふ)の盛況に至りし一大原因です。

翁又 或時偶然天草増殖の新法を発見し、之を实地に試みした 成功顕著にして、益々しつ穫(かく)の増進を見るに至り。

其の法というのは、極めて簡便にて、唯(ただ)山腹の岩石を心太草発生所の近傍(きんぼう)に投入するに過ぎず。而も其の岩石に付着発生する天草は、

古岩の者に比し、却(かえって)二三倍の発生力あり。

品質亦はなほだ善良なりと云う、是實に偉大の発明です。

かくして此の心太草の産額は今と二十年前、田村氏再職富時(とうじ)は實收総額 僅かに式千圓内外にて、役場の收得は、四五百圓に過ぎず、今や総額(そうかがく)三萬餘圓役場の收得亦六千餘圓となり、誠に驚くべき進歩になり、いよいよ同村品は曾(かつ)て八丈島等の心太草に比し、恰(あたかも)も半價に過ぎざる劣等品になるが、今や伊豆一等の良品と迄(まで)進歩すると聞くと、読者よ、産業改良進歩の工夫鍛錬は一日なりとも怠(おこた)る勿(なか)れ、稲取村心太草進の一事を了解し、之を體庸(たいよう)して応用に勉めなければ、何事か成らざる者あらん。

稻取村心太草及雜草取扱規定

(自治之模範より)

第一條

心太草及雜草ニ関スル事務ヲ取扱ハシムル為メ町村制第六十五條ニ依リ委員ヲ置ク委員ハ本村各部委員ヲ以テ之ニ充ツ委員長ハ町村制第六十五條第二項ニ依リ村長トス

第二條

委員長ハ前項委員ノ事務ヲ補佐セシムル為メ有給雇員ヲ置クコトヲ得但シ其定員ヲ八名トス

第三條

委員ハ村會の決議ニ依リ職務ニ相當スル報酬ヲ給スルコトヲ得

第四條

委員長ノ指揮ニ依リ取扱フベキ事務ノ目左ノ如シ

心太草及雜草ノ養殖及改良ヲ奨励スルコト

心太草及雜草ノ取締ヲ爲スコト

心太草及雜草ノ取扱諸帳簿ヲ整理スルコト

心太草及雜草ノ掛け取りニ関スル一切ノ件ヲ監督スルコト

心太草及雜草ノ採草料採草上ニ関スル取扱費豫算編成ニ関スルコト

第二條ノ雇員ノ雇入レ及解雇ヲ爲スコト

心太草及雜草ノ採草期間ハ日々心太草乾燥場ヲ巡察スル

ハ勿論期節外ト雖モ風波等ノ際ハ本村海岸ヲ巡察スルコト

心太草及雜草ノ採藻期中潮流ノ關係ニ依リ著殖上ノ注意ヲ爲スコト

心太草及雜草ノ取扱規定ヲ犯シクルモノ又犯サントシタル者アルトキハ村長ニ申告スルモノトス

採草期ハ毎年四月一日ニ始リ九月三十日ニ終ル但シ委員會ノ決議ニ依リ本條採草期ヲ伸縮スルコトヲ得

心太草掛け取り場所ハ編ヲ水際ヨリ七間ノ距離ニ於テ之ヲ爲スベシ

掛け取りハ編ヲ種衛ヲ用ユベシ

寄り草ノ有リクルトキハ其富日必ズ掛け取ルベシ

心太草及雜草取扱事務所ハ本村役場内ニ置ク

採草料ハ左ノ種目二分チヲ支拂フベシ一赤草、鳥足草、寄り草、溜草、勝又、角又

採草人ヲシテ自ラ心太草及雜草ヲ乾燥セシムルコトヲ得ズ

心太草及雜草ノ賣却法ハ公算トス時宜ニ依リ示談ヲ賣却スルコトヲ得

八

九

第五條

第六條

第七條

第八條

第九條

第十條

第十一條

第十二條

第十三條

第十四條

第十五條

第十六條

第十七條

第十八條

第十九條

心太草及雜草取扱ニ関スル諸収入支出ハ本村會計規定ニ棟ルモノトス

村長及村會議員は時々取扱ニ関スル諸帳簿ヲ検査スルコトヲ得

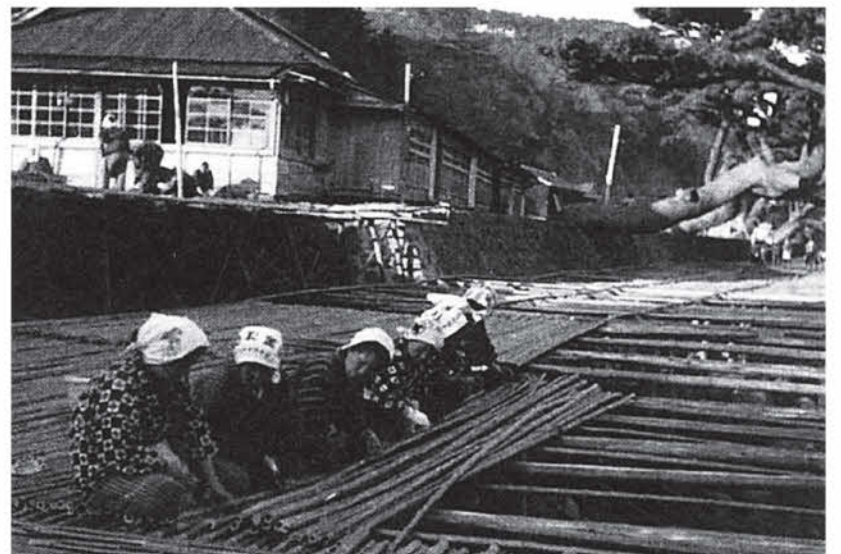
委員ハ職務怠慢又ハ不都合ノ行為アリタルトキハ委員長ヨリ村長ニ申告スルモノトス

委員長ハ毎年十一月末日期シ其年度ノ諸帳簿ヲ整理シ収入出明細表ヲ村長ニ報告スベシ

本規定ハ本村會ノ決議ニ非ザレバ穩便スルコトヲ得ズ

本村役場吏員ハ本規定ノ定員ニ拘ハラズ取扱ニ関スル事務ヲ補佐スルモノトス

本規定ハ明治三十五年四月一日ヨリ施行スル





参考資料

- * 稲取町婦人学級の「町の歴史」より
- * 自治之模範より
- * 稲取美談より
- * 田村又吉翁講話筆記より
- * 稲小百年のあゆみより
- * 東伊豆町誌より
- * 東伊豆町五〇周年写真集より

制作／すぎもとみつのり

企画・編集／東伊豆町文化財保護審議会

全国まちづくりネットワーク東伊豆町支所長

黒川 俊廣



郷土の偉人

田村又吉翁

【第一巻】

発行／特定非営利活動法人 全国まちづくりネットワーク東伊豆町支所